

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年2月23日

神奈川県監査委員 真島 審 一
同 高岡 香
同 太田 眞 晴
同 小川 久仁子
同 茅野 誠

1 措置の対象となった監査の結果

平成27年7月24日（神奈川県公報号外第62号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分9箇所に係る11事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	平成27年4月19日（平成27年2月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立図書館貯水槽及び排水槽等清掃業務委託の契約（契約金額467,640円）に伴う産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書（契約単価16.20円/kg）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を明記していなかった。	不適切事項については、産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書の作成過程において、産業廃棄物処理に係る関連法令に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関連法令に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立近代美術館	平成27年3月12日（平成27年3月11日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが3件あり、そのうち旅費2件、1,878円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成27年4月3日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数職員による確認体制を更に強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県立歴史博物館</p>	<p>平成27年3月3日（平成27年1月30日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立歴史博物館燻蒸業務委託（契約金額1,544,400円）の履行確認に当たり、業務仕様書で定める完了届を受領していなかった。また、契約の相手方の業務履行が遅延していたにもかかわらず、履行遅滞に伴う違約金（6,503円）を徴収していなかった。</p>	<p>不適切事項については、早期に支払を行うため、提出が遅れていた報告書の内容審査が不十分となり、完了届の提出漏れを看過するとともに、請求額から違約金相当額を控除せずに支払ったものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立横浜清陵総合高等学校</p>	<p>平成27年1月19日（平成26年12月4日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 1 支出事務において、講師謝礼金1件（5,555円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、所得税の課税対象かどうかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所得税法の規定に基づき適切に事務処理が行われるよう、取扱いの徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、次のとおりである。 (1) 職員の1週間当たりの決められた勤務時間の超過については、勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員に周知を徹底し、職員の勤務に関する副簿の点検を複数の職員で行うなど確認体制を強化するとともに、職員研修において勤務時間の管理の徹底を周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 教員特殊業務手当については、平成26年12月17日に本人に支給し、また、過大支給については、同日に本人より返納された。 今後は、このようなことがないように、職員に周知を徹底するとともに、複数の</p>

			職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立商工高等学校	平成27年2月25日（平成27年1月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約（契約金額2,000,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による点検や、相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴嶺高等学校	平成27年4月17日（平成27年3月11日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の процедуруを行わずに防犯灯が設置されているものが1件あった。	不適切事項については、教育財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、設置者からの教育財産目的外使用許可申請を受け、平成27年3月12日に目的外使用許可を行った。 今後は、このようなことがないように、定期的に現状確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木清南高等学校	平成27年2月6日（平成26年12月15日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成27年8月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員で点検できる確認表を作成し確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立武山養護学校	平成27年4月8日（平成27年2月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、冷房機の賃貸借契約（契約金額13,482円）の締結に当たり、長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原中央支援学校	平成27年1月13日（平成26年12月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、空調設備保守管理業務委託（契約金額47,952,000円）の実施に当たり、同契約に基づく業務従事者に係る提出書類を受託者から受領しておらず、履行確認が不十分であるなど事務	不適切事項については、契約で定める提出書類の確認及び履行確認が不十分であったことによるものであり、提出書類については、平成26年12月22日に受託者から受領した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認

		処理が不適切であった。	体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	-------------	--------------------------------